

## 府議付議事案書

開催・令和4年1月26日

所管部課	市民部 産業振興課	部長	田村 美砂	
件名	東大和市森林整備計画の変更について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則 森林法第5条第5項及び第10条の6			
部課機関				
1. 要旨	<p>東京都は、森林法第5条第5項の規定に基づき、令和3年12月に多摩地域森林計画の変更を行った。本件は、森林法第10条の6に基づき、東京都の変更に即した内容にするため、東大和市森林整備計画を変更するものである。</p>			
(1) 主な内容	<p>計画の変更内容については、下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立木の標準的な伐採・搬出方法の記載</li> <li>・立木伐採後の植栽方法の基準</li> <li>・文言整理</li> </ul> <p>東大和市森林整備計画対象地域 東京都水道局用地（多摩湖）全域及び芋窪、蕨敷、奈良橋の一部</p>			
(2) 計画期間	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで			
(3) 影響及び効果	多摩地域森林計画に即した内容とすることにより、東大和市においても自然環境に配慮した森林の保全・整備を実施していくことができる。			
2. 経過（現時点に至るまでの経過）	<p>令和3年 12月 28日 多摩地域森林計画の変更についての通知      令和4年 1月 13日 東大和市森林整備計画（案）の学識経験者への意見聴取      1月 19日 学識経験者より、「特段意見無し」との回答を受ける</p>			
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）	<p>府議終了後、縦覧の公告を行い、東京都との協議を経て、計画の策定、公表を行いたい。</p>			
5. 審議結果				

注：定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。